

令和7年度 新潟市空き家活用推進事業



市が進める施策における空き家の有効活用等を促進することを目的として、空き家の利活用を行う者に対し、その費用の一部を補助するものです

移住定住活用タイプ

令和7年4月17日（木）から先着順で申請受付

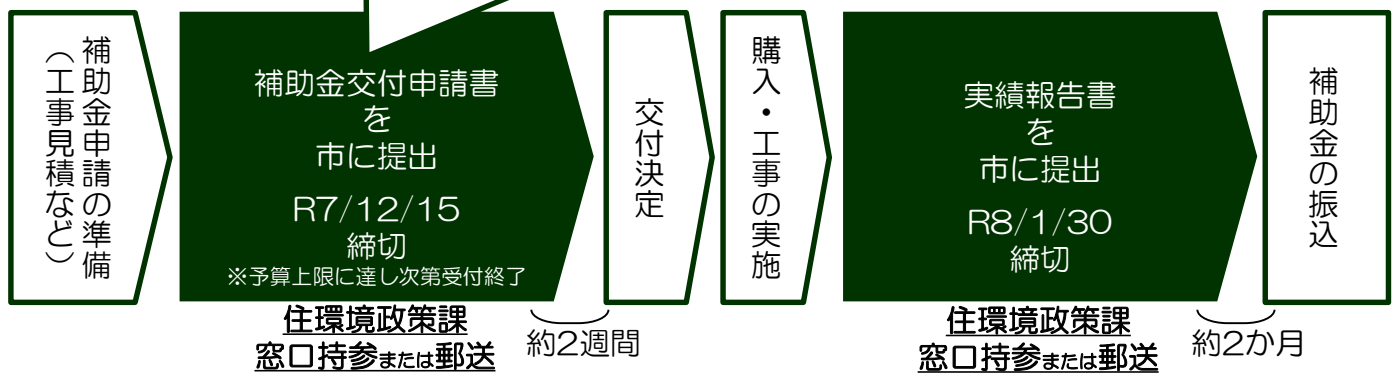
目的

新潟県外からの移住定住に併せて自ら居住するために行う空き家の購入やリフォームを支援することで、空き家の有効活用と移住定住の促進を図る

補助率	1 / 2	補助上限額	購入	100万円	最大 200万円 (購入+リフォーム)
			リフォーム	100万円	

<申請の流れ>

購入・工事着手前に手続きが必要です！



補助事業の要件

- 補助金の交付の決定を受けた後に、申請者が自ら居住するため、空き家の購入による取得又は対象リフォーム工事のいずれかを行うこと、若しくは空き家の購入による取得及びリフォーム工事を行うこと
- 申請者等が、補助金の交付決定以降、実績報告書の提出までに対象となる市内の空き家に転居すること
- 申請者等が、対象となる市内の空き家に10年以上継続して居住する予定であること

購入の要件

- 取得する空き家は10万円（消費税及び地方消費税相当額を除く）以上で購入すること
- ※取得する空き家が共同名義になる場合、申請者以外の共同名義人は、実績報告書の提出までに申請者と同居する者であること
- ※空き家の取得日は、空き家の購入費用の支払い完了日、又は所有権移転登記の完了日のうちいずれか早い日とする

対象リフォーム工事の要件

- 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注すること
- 10万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上の対象リフォーム工事を実施すること

申請者の要件

- ・移住定住者※に該当し、交付決定以降、実績報告書の提出までに対象となる市内の空き家に居住する個人
- ・過去に本補助金の交付を受けていない者であること
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではないこと
- ・市税を完納していること

※ 移住定住者・・・実績報告書提出までに県外から本市へ住民票を異動する予定の者（交付申請の日から遡って、2年以内に県外から本県へ住民票を異動した者を含む。）

※ 申請者等・・・申請者、申請者と同居する者、又は実績報告書の提出までに申請者と同居する予定の者

補助対象経費

空き家の購入に係る経費
空き家の対象リフォーム工事に係る経費

※ 居住の用に供する部分とそれ以外の部分を明確に区分せずに空き家を購入する場合、補助対象経費の算定方法は居住の用に供する部分の床面積按分とする。

<対象外経費>

- ・消費税及び地方消費税相当額
- ・他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のもの
- ・その他補助対象として市長が不相当と認めるもの

<購入費の対象外経費>

- ・土地の購入に係るもの
- ・固定資産税清算金
- ・契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料

<リフォーム工事の対象外経費>

- ・家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く）、電化製品（エアコンを含む）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの
- ・電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）
- ・店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分に係るもの
- ・外構、植栽（植樹、剪定など）及び居住の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に係るもの
- ・下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの
- ・太陽光発電システム及びペレットストーブの設置に係るもの
- ・ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など工事請負以外に係るもの

空き家※の要件

※申請前3か月以上の間そのすべてが常態として居住・使用されていない
※建設から1年以上経過し、居住・使用されたことがある

- 戸建住宅であること
- 不動産の登記がなされていること
- 申請者等以外の居住又は使用に供されたことがあること
- 申請者の居住後において、店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分がある場合、床面積の過半が居住の用に供されているもの
- 「にいがた安心こむすび住宅推進事業」の補助金交付を受けていないもの
- 交付申請の日から遡って、2年以内に居住していたものでないこと

<購入する場合>

- 申請者等が所有しているものでないこと
- 申請者等の2親等以内の親族又は申請者等の配偶者が所有しているものでないこと

<リフォームする場合>

- 申請者等が県外に転居する以前に取得及び居住していたものでないこと
- 申請者等が実績報告書の提出までに購入等により取得するもの
- 同会計年度に「新潟市健幸すまいリフォーム助成事業」の補助金交付を受けていない又は受ける予定のないもの

補助金交付申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（要領別記様式第1号）
- 当該空き家の全景写真（申請時点の状況が確認できるもの）
- 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- 新潟市制度用の納税証明書（申請した年度に発行されたもの）※新潟市内に住所がない者は除く
- 補助事業実施後の居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面（併用住宅に限る。）
- 一部増築、一部改築又は一部減築の工事に係る部分の床面積及び既存部分の床面積が確認できる図面（当該工事を補助対象とする場合に限る。）
- 申請者の戸籍の附票の写し（転籍等で住所の変遷が確認できない場合、2年以内に県外から移住したことが確認でき住民票の写し等の書類）
- その他市長が必要と認めるもの

<購入費が補助対象の場合>

- 当該空き家の購入に係る見積書（売買契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2）

<リフォーム費が補助対象の場合>

- 対象リフォーム工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の3）
- 対象リフォーム工事を行う場所の現況を示す写真

実績報告に必要な書類

- 実績報告書（要領別記様式第2号）
- 申請者を含む世帯全員分の住民票の写し
- 新潟市制度用の納税証明書（交付申請書に添付できなかった場合）
- 申請書類から変更した内容が確認できる書類（軽微な変更があった場合に限る。）
- 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し（対象リフォーム工事の実施にあたり、同条第1項に規定する確認の手続きが必要な場合に限る。）
- その他市長が必要と認めるもの

<購入費が補助対象の場合>

- 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報（補助事業者へ所有権移転登記完了後のもの）
- 当該空き家の購入に係る売買契約書の写し
- 当該空き家の購入に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの）

<リフォーム費が補助対象の場合>

- 対象リフォームを含む工事請負契約書の写し
- 対象リフォーム工事に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの）
- 対象リフォーム工事を行う場所の工事前写真（申請時点の状況が確認できるもの）
- 対象リフォーム工事が行われた場所の工事後写真

※ 住民票における住定日が、申請者等が実際に空き家に転居した日と異なる場合、空き家への転居を証する書類（電気、ガス、水道などの使用開始日を示す書類、又は引越しの領収書のいずれか）を提出すること

（問い合わせ・書類郵送先）

新潟市建築部住環境政策課 空き家対策・活用推進室

住所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル6F

電話：025-226-2813（直通） FAX：025-229-5190 Email：jukankyo@city.niigata.lg.jp